

大規模災害時等の支援に関する協定

高知県

特定非営利活動法人ジャパンハート

令和7年3月18日

大規模災害時等の支援に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、高知県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ジャパンハート（以下「乙」という。）が、高知県内において大規模な災害が発生した場合又は感染症が流行した場合等（以下「災害時等」という。）の支援と受け入れに関して必要な事項を定める。

(支援の要請)

第2条 災害時等において、甲は、乙に対して必要な支援を要請することができる。なお、当該要請は、文書によるものとするが、緊急を要する場合は電話又はメール等で要請の上、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項に基づく甲の支援の要請に基づき、可能な限りにおいて支援を行うものとする。ただし、甲の支援の要請に応じることができないと判断した場合、乙は、甲に対してその旨を速やかに連絡するものとする。

(支援活動)

第3条 本協定に基づく乙の支援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師、調整員等（以下「医師等」という。）の派遣による被災者等への保健医療活動及び公衆衛生等の分野の活動
- (2) 傷病者及び被災者の搬送支援
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援に関して甲と乙が協議した事項

2 甲及び乙は、支援活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を相互に報告するものとする。

(平時の活動)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく支援活動が災害時等において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(連絡担当者)

第5条 甲と乙は、本協定に関する連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定書に基づく支援活動に要する費用のうち、次に掲げる費用については、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する経費
- (2) 医師等が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 災害救助法が適用された場合において、医師等が支援活動に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 災害時等の支援活動に向けた平時における事前準備に必要な費用の負担については、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(細目)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上で別に定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の申出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和7年3月18日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 東京都台東区寿1丁目5-10 1510ビル3階
特定非営利活動法人ジャパンハート

理事長